

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤

隆

|                |   |
|----------------|---|
| <p>路線名</p>     | <p>行田市停車場酒巻線</p>  |
| <p>供用開始の区間</p> | <p>行田市大字和田字北屋敷二四九番一地先から<br/>同市大字犬塚字清水五四番一<br/>地先まで</p>  |
| <p>供用開始の期日</p> | <p>平成二十九年十月二十八日<br/>(午後三時)</p>  |
| <p>備考</p>      | <p>平成十年四月二十四日付け埼玉県告示第六百七号、平成二十九年十月二十七日付け行田県土整備事務所長告示第五号及び平成二十九年十月二十七日付け行田県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。<br/>延長一〇四・五〇メートル</p> |